第二千五百八十六号

平成十八年 (金曜日)

証紙売りさばき人の住所の変更...... 生活保護法による施術者の指定...... 生活保護法による医療機関の指定. 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出. 公 告 目 告 示 次 出 同同策福 課 : : :

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... 策生 課活

:

事農西 事農中 林北 務水地 林南水地 所産方 所産方 :

=

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良区の役員の退任.....

出

先 機 関

示

青森県告示第七十五号

(定医療機関から廃止した旨の届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 同法第五十五条の二第二号の規定に 次の指

より告示する。

工藤診療所 名

称

又

は

氏

名

所

在

地

又

は

住

所

廃止年月日

成

≕

|中・|||・||| ≓

平賀病院 平賀町国民健康保険

南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山四七の

弘前市大字御幸町一四の六

青森県告示第七十六号

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助

号の規定により告示する。

平成十八年二月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平平川川 名 病院

「市国民健康保険 称 又 は 氏 名 平川市柏木町藤山四七の 所 在 地 又 は 住 所 平成一个 一 指定年月日

青森県告示第七十七号

ので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。 四十九条の規定により、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条において準用する同法第 医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した

平成十八年二月三日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

施術所の所在地

年指 月 日定

氏

名

住

所

名施 術 所 称の

平成十八年二月三日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

1

二 変更内容

大西 琢磨 野平五九の四上北郡下田町字中 下田接骨院 野平五六の七上北郡下田町字中 〒平 〒成 三

青森県告示第七十八号

青森県証紙条例 (昭和三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する。 次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、

平成十八年二月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

を目的とする。

平川市本町北柳田二三の八

売りさばき人の住所及び名称

津軽みなみ農業協同組合

変更前の住所

2

変更後の住所

南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二三の八

平川市本町北柳田二三の八

告

公

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十八年二月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成十八年一月二十五日 申請のあった年月日

> 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人森・川・海の環境保全ネット八戸

Ξ 代表者の氏名

篠原

兀

主たる事務所の所在地 八戸市大字新井田字石動木平一九の六〇

定款に記載された目的

五

然環境の保全活動等を行うことにより、地域社会全体の利益の増進に寄与すること この法人は、八戸市及び周辺地域の住民に対して、森・川・海をはじめとする自

先 機 関

出

土地改良区の役員の退任

により公告する。 川土地改良区から、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、平 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定

平成十八年二月三日

中南地方農林水産事務所長 喜 多 Щ 秀 美

1世10千八	が館字井ノ上三一	南津軽郡平賀町大字松館字井ノ上三	謙一	對馬		"
平成一・七三	司川添一二四の一	弘前市大字石川字庄司川添一二四の一	鐵光	工藤	事	理
退任の年月日	所	住	名	氏	区役 員 別の	区役

土地改良区の役員の就任及び退任

沢土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、鳴

茶谷

貞悦

八"

辰男

七 ″ の二

" "

大字建石町字餅ノ沢八 大字湯舟町字七尾二七

11

11

秋元

清造

四 " の 二

"

大字南浮田町字米山三

<u>ტ</u> ″

長谷川廣志

五四の一一五

大字北浮田町字今須一

理

事

前出二五 ::

11

大字北浮田町字外馬屋

"

長谷川 慶太郎

≝″

"

大字北浮田町字今須前

秋元

清造

四 " の 二

//

大字南浮田町字米山三

//

諏訪

松雄

三 " の 二

"

大字建石町字島田一一

大字湯舟町字七尾四〇

大字北浮田町字外馬屋

"

監

事

神

正

<u>თ</u> "

神

正人

| 一七の六"

神

瑞夫

九″

11

大字小屋敷町字袖ヶ 崎

大字南浮田町字早田一

平成十八年二月三日

西北地方
西北地方農林水産事務所長
笹
森
新

区役 員 別の

氏

名

住

所

退任の年月日就 任 及 び

理

事

今

崇

前田二五西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字外馬屋

一··一· 三就任 平成

"

長谷川廣志

<u>ტ</u> ″

五四の一一五

大字北浮田町字今須一

11

大字南浮田町字米山二

"	"	"	監	//	"
			事		
諏 訪	神	宫 本	神	神	木 村
松 雄	正	辰雄	蔵 次 郎	宣雄	辰男
<u>≡</u> ″	<u>_</u> "	五四の二,	八 " の 一	"	七 ″ のニ
"	"	<u>=</u> "	"	"	"
大字建石町字島田一一	大字湯舟町字七尾四〇	大字北浮田町字今須一	大字南浮田町字米山二	大字湯舟町字七尾二七	大字建石町字餅ノ沢八
"	"	"	"	"	"

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)